


本判決の意義

本判決は、同一の特許権に関して2人以上の者が共同で特許の無効審判を請求する場合、つまり、特許法第139条第1項に該当する共同審判の法的性格を、類似必須的共同審判に該当すると明確に判断したことに意義がある。

大法院は、本事案の審決取消訴訟が、固有必須的共同訴訟といえないので、当事者の変更をもたらす当事者の追加申請は不適法で許されないと判断し、類似必須的共同訴訟法理に従って、1人についてのみ審決取消

訴訟を提起したとしても、残りの請求に対して分離確定して、特許権が遡及消滅せず、全て確定が中止されると判断した。

特許法第139条第1項に該当する共同審判において、利害関係人全員が、共同で審判を請求する事もでき、各自が個別的に審判を請求することもできるので、共同審判が強制されはしないが、特許を無効にするという審決が確定した時には、当該特許は、第三者との関係においても無効となるものであり、審判請求人らの間に、合一確定を必要とするので、法的性格を、民事訴訟法上の類似必須的共同訴訟とみた判決である。 



大韓民国ソウル特別市江南区駅三洞649-10瑞林ビル12階 〒. 135-080

TEL: +82-2-3458-0727(日本語) FAX: +82-2-553-5254

E-mail: email@youme.com

上記YOU ME NEWSと関連してご意見またはご希望の資料などがありましたらいつでも弊所までご連絡下さい。

www.youme.com

YOU ME NEWS

2009年 12月 発行 / 季刊
YOU ME特許法人 発行

Contents

目次

YOU MEニュース 1
 ・YOU ME特許法人が、世界的法律市場情報誌『Legal 500』の特許・商標分野において優秀クラスのローファームとしてランキング

YOU ME勝訴事例 1
 ・営業秘密紛争を取り巻く刑事事件

技術動向 5

- ・難病治療の希望である幹細胞治療剤(幹細胞分野の特許出願動向)
- ・次世代メモリ特許出願、PRAMが最も活発
- ・LEDに切迫するAMOLED(夢のディスプレイOLED素材の特許技術動向)
- ・性犯罪予防‘電子腕輪’特許の動向

今月の判例 10
 ・大法院7(フ)1510判決[登録無効(特)] (2009.5.28.宣告)

YOU MEニュース

YOU ME特許法人が、世界的法律市場情報誌『Legal 500』の特許・商標分野において優秀クラスのローファームとしてランクされた。

YOU ME特許法人が、イギリスの世界的な法律市場情報提供企業Legalease社が発刊した『アジア・太平洋 Legal 500 2009・2010』で、特許・商標分野において優秀クラスの事務所に選ばれた。

『Legal 500』は、毎年100ヶ国のローファーム情報を収録しているが、金融、資本市場、知識財産権、特許・商標、買収合併(M&A)等14個の分野に亘り、国家別主要ローファームの競争力を1、2、3等級で分類している。

国内ローファームの特許・商標分野の等級は下記のとおりである。

分野	等級		
	1	2	3
特許・商標	金&張、広場、ジョ&パートナーズ	YOU ME特許法人、李インターナショナル、中央	太平洋、李&睦、和友、ハンソンインターナショナル、金&ジョ、明信

-韓国経済2009.11.3.付32面ニュース記事-

YOU ME勝訴事例

営業秘密紛争を取り巻く刑事事件

YOU ME法律事務所 代表弁護士/法学博士 鄭陳燮

I. 序論

従業員が退職する際、自分が在職中に作成したコンピュータファイルや業務資料をコピーしていく場合がしばしばあり、この場合、事業主がその退職従業員を相手取り刑事告訴を提起したり、民事上の損害賠償を請求する事態に飛火する場合も多い。

特に、国家的に重要な先端技術や経済的価値の高い営業秘密が、海外の企業に不当に流出する場合には、社会的非難の対象にもなる。

検察や警察でも、国策技術の海外流出事犯を厳しい処罰の対象としており、私企業間の営業秘密紛争から始まった民・刑事事件が日増しに増えている傾向にある。法院もまた、この問題について公正な裁判をするために努力している。

ところで、現実社会において、紛争事件の処理過程を見てみると、捜査機関や法院が技術的専門性の側面において不十分であることも事実であり、当事者一方の主張に偏って過度な公訴権の行使を行い、無理な起訴と裁判を蒙る事例も少なくないのが事実である。

筆者は、最近2年余りの法廷闘争の結果、大法院で無罪判決に至ったある従業員のケースを紹介することによって、このような営業秘密紛争事件について賢明な対処方案は何なのか、読者の皆様と一緒に考えてみることにする。

II. 大法院判決の要旨

1. 事件の概要

この事件は、自動車用アルミニウムホイール生産企業に勤務していた従業員(甲)が、2005年11月に退職後、他企業に転職する際、自分が在職中に作成したコンピュータファイルなどの業務資料を、同僚従業員に依頼して、自分のノートパソコンにコピーして持ち出し、前所属会社の社長から、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(以下、不正競争防止法という。)違反および特許法違反などで告訴されたことから始まった。

検察では、不正競争防止法違反および特許法違反の点について、嫌疑なしとの決定をすると同時に、被告人(甲)と、告訴人会社の従業員であって、(甲)のノートパソコンにファイルをコピーしてあげた被告人(乙)を、業務上背任の嫌疑で起訴した。

これについて、1審法院は2007年12月13日被告人全員に無罪判決を宣告したが、控訴審では2008年6月13日有罪判決を宣告し、これに対し被告人らが不服上告

し、大法院は2009年5月28日、関与大法官の一致した意見をもって、控訴審判決は業務上の背任罪の成立およびその故意に関する法理誤解によって、判決の結果に影響を及ぼした違法があるとの理由をもって破棄、差し戻した。

結局、この事件は、2009年7月7日、大田地方法院で、無罪およびその公示判決が宣告されて確定した。

2. この判決の意味

この事件の大法院の破棄差し戻し判決は、たとえ全員合意体の判決ではないが、最近まで一線法院で従業員の退職時のコンピュータファイルなどをコピーして持ち出した事件について、不正競争防止法上の営業秘密の侵害または業務上の背任罪として擬律して、広く処罰してきた判決傾向を克服し、罪刑法定主義乃至故意責任原則に忠実に解釈して、無罪趣旨の判決を下したという点で、意味が深い事件であると評価される。

もし、控訴審の結論のとおりであるならば、被告人が退職直後に競争企業に就業したそれ自体が不法であるという意味であるのか、退職した従業員にそのような競業禁止の義務が果たしてあるのか、競業禁止の根拠は刑法であるのか、民法であるのか、そうでなければ契約上であるのか。民事法上でも相反した解釈の素地がある退職時の保安覚書の効力関係を、刑法責任まで連結して犯罪として取り締まるのは、“刑法の補充性”に反することではないのか。さらには、憲法上の職業選択の自由が優先なのか、営業秘密の保護が優先なのかという、より深層的な法理争点まで含蓄している事案であるためである。

3. 営業秘密の侵害と業務上の背任罪の法理

従業員の営業秘密の侵害行為について、業務上の背

任罪として起訴することは、検察の実務上、しばしばあることである。

ところで、不正競争防止法上、営業秘密の侵害行為の構成要件と、刑法に規定されている業務上の背任罪は、構成要件が互いに異なるので、法理判断において留意すべき点が少なくない。

不正競争防止法上、営業秘密として保護を受けようとするなら、非公開性、相当な保安維持努力、経済性などを充足しなければならぬが、この事件においては検察の捜査結果、営業秘密に該当しないと不起訴処分は既に下っていた。

従って、業務上の背任罪のみで起訴されたこの事件において、大法院判決が説示した判示理由を見ると、“背任罪において、任務に違反する行為”とは、処理する事務の内容、性質などに照らして、法令の規定、契約の内容または信義則上、当然にしなければならないことと期待される行為をしない、あるいは当然してはいけないことと期待される行為をすることにより、本人との信頼関係を破る一切の行為を含む(大法院2003.1.10.宣告2002(ト)758判決等参照)は、既存の判例を前提としている。

そして、業務上の背任罪の故意は、業務上他人の事務を処理する者が、本人に財産上の損害を与えるという意志と、自己または第三者の財産上の利得の意志が、任務に違反するという認識と結合されて成立するものであり、このような業務上の背任罪の主観的要素になる事実(故意、動機などの内的事実)は、被告人が本人の利益のために問題となった行為をしたと主張しながら、犯意を否認している場合には、事物の性質上、故意と相当な関連性がある間接事実を証明する方法によって立証するしかなく、何が相当な関連性がある間接事実該当するものであるのかは、正常的な経験則

に基づいて、緻密な観察力や分析力によって、事実の連結状態を合理的に判断する方法に依らなければならず、被告人が本人の利益のためであるという意志も持っていたとしても、上記のような間接事実によって、本人の利益のためであるという意志は、付随的なだけであり、利得または加害の意志が主であることが判明されれば、業務上の背任罪の故意があったと言うべきである(大法院2002.6.28.宣告2000(ト)3716判決、大法院2004.7.22.宣告2002(ト)4229判決等参照)は、既存の判例も共に引用している。

上記の二つの判例は、共に業務上の背任罪の成立を肯定した事例であるにもかかわらず、このような判例を前提として、この事件の被告人等に業務上の背任罪の成立及びその故意を認めることができないと判示したことは、結局、この事件の抗訴審判示に事実誤認があったことを大法院が見つけて、抗訴審判決が事実誤認を基に、既存の判例を適用したことは、結局、法理誤認によって、判決の結果に影響を及ぼした場合に該当すると判示したものと解することができる。

また、検事は、一審法院の無罪判決に対応した抗訴理由書において、たとえ営業秘密でなくても、主要営業資産に該当すれば、業務上の背任罪を構成すると既存の判例(大法院 2005.7.14.宣告 2004(ト)7962判決)を引用しており、抗訴審法院も、これを根拠に有罪判示をしたが、大法院判決では、この判例に対する言及自体をしないことによって、抗訴審の判示を一蹴した。

また、抗訴審判示理由には、背任罪で財産上の損害を加えたときは、現実的な損害を加えた場合だけでなく、財産上の損害発生の危険をもたらす場合までを含むという判例(大法院2005.3.11.宣告2004(ト)3044判決)を挙げたが、この判例も亦、大法院判示理由には言及されないままで洩れていた。これは大法院が既存

の判例を変更するのではなく、事実関係自体が、そのような既存の判例を適用するに値する事案でなかったことを認めたものと解されると思われる。

4. 大法院が指摘した抗訴審の事実誤認の部分

抗訴審判決に対する大法院の指摘の核心は、“刑事裁判における有罪の認定は、法官に対して、合理的な疑いの余地がない程に、抗訴事実が真実であるという確信を持つようにする証明力がある証拠に依るべきであるので、そのような証拠がないのであれば、たとえ被告人に有罪の疑いを持つと言っても、被告人に利益となるように判断するしかない。”と判示した点にある。

特に、驚くべき大法院の判示態度は、無罪の判断に至るのに、新たな事実審理や法理解釈の必要性を提示せず、原審が適法に採択した証拠のみを総合して認められる事実関係のみでも、原審の有罪判決を翻覆するのに十分であると認めたという点である。

紙面の関係上、具体的な事実認定判示部分を、全て引用することは難しいが、“この事件の場合、原審が適法に採択した証拠等によれば、……被告人(乙)が、ファイルをコピーしてあげた経緯、当時の被告人らの環境、A社の業務資料に対する管理実態、この事件の資料ファイルをコピーした後、被告人(甲)の利用状況等、記録に現われる諸般の事情を、上記の背任の故意にかかわる法理に照らして見る時、被告人(乙)が、コンピューターに保存された資料の具体的内容や、意味を正確に認識することができなかつたまま、漫然と退職した前職同僚の便宜を図るという次元で、資料をコピーしてあげたものであり、被告人(甲)もまた、自分の個人ファイルを探して持ち帰ろうとすることが、主な意図であったと認められる余地があり、原審が認めた上記のような一部の間接事実等のみでは、被告人等に、彼らが共謀して会社の重要資料を流出し、A社に

損害を被るようにするという背任の故意があったと断定することは難しい。”の事実を認め、それにもかかわらず、原審が、その判示のような事情等のみを根拠として、被告人たちのこの事件の行為が、被害会社に対して背任行為に該当し、被告人たちにその背任の故意が認められると判断したことには、業務上の背任罪の成立、及びその故意に関する法理誤解によって、判決の結果に影響を及ぼした違法があると判示したものである。

Ⅲ. 結び

仮に、この事件でなくても、筆者が現在弁論を担当している営業秘密の紛争事件において、共通する特徴は、告訴人や被告人等、事件の当事者等が、共に営業秘密が何であるのかについて認識が大変足りないという点を感じる。警察、検察は勿論、法院も増加する事件負担によって、緻密な技術的事項に対する検証や鑑定を行うことができず、当事者一方の主張に依存して事件を処理する現象も多く見かける。

2年余の間に、無罪-有罪を翻覆しながら、執拗な法廷闘争の結果、大法院で無罪判決が確定したこの事件の教訓を通じて、今後、検察の営業秘密の侵害事件の捜査が、もう少し緻密且つ合理的に展開されるように願い、法院の裁判手続きも、さらに、公判中心主義に符合するように進行されて、被告人等の防御権が忠実に保障される契機になるように願う。併せて、特に、技術的利害が法律判断に劣らぬ重要な営業秘密の紛争事件においては、専門鑑定人による技術鑑定結果がより尊重される必要がある点を強調しながら、拙稿がこのような観点から適正な捜査、及び裁判手続きを確立するのに一助となることを願う。

技術動向

難病治療の希望である幹細胞治療剤(幹細胞分野の特許出願動向)

幹細胞は、人体のどの組織からでも分化することができる多能性(pluripotency)を持った未分化細胞であり、臓器移植に代わり得る画期的な治療法を提供することができる。

患者自身や他の生物体から得た細胞を、分離、培養、分化させた後、患者に移植して、病んだ組織を代替して身体機能を回復させる医学的方法を‘細胞治療(cell therapy)’という。幹細胞は多くの種類の細胞に分化する性質を持っていて、幹細胞を利用した細胞治療は、難治性疾患を治療することができる新たな方法として注目されている。

‘受精卵ES細胞’は、受精卵において形成される胚盤胞を破壊して得るものであり、‘体細胞ES細胞’も体細胞の核を卵子に移植して作られる。ES細胞は、人間複製等の倫理的な問題によって制限的に研究されている。一方、出生後、人体にも幹細胞が存在するが、これが‘成体幹細胞’である。‘成体幹細胞’は、極くわずかに存在するが、分離方法と培養方法が発達するに従って、治療剤の開発が活発に行われている。また、最近、皮膚細胞のような体細胞に刺激を与えて、‘人工多能性幹細胞(induced pluripotent stem細胞：iPS細胞)’に、逆分化させる技術が開発されて、患者のオーダーメイド型細胞として、実用化の可能性を示した。

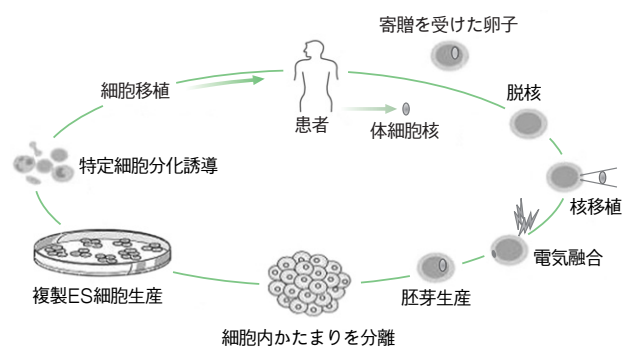
幹細胞の技術動向を検討してみると、幹細胞に関する特許が、1990年代初から登場し、人間の幹細胞に対する特許出願は2002年に最初に行われ、現在まで

持続的に増加して、2008年まで184件の特許が出願された。出願人の国籍は、韓国が43%で最も多く、アメリカ(13%)、日本(8.7%)、イギリス(2.7%)の順であり、韓国で非常に活発に技術開発が進んでいることが分かる(添付1、添付2参照)。

細部技術分野別の出願現況を調査した。受精卵ES細胞(91件)と、成体幹細胞(61件)に関する技術が大部分を占める(83%)。内国人の出願は、成体幹細胞と人工多能幹細胞に集中し、成体幹細胞に関する技術は、全体の62%が内国人出願であり、人工多能幹細胞に関連する出願は、80%が内国人である。特に、成体幹細胞に関する技術は、内国出願人による特許出願が非常に活発であり、内国人が優位に立っている(添付3、添付4参照)。

(添付1) 用語説明

(1) 体細胞複製ES細胞：核を除去した卵子と、患者の体細胞から得た核を融合して得られる患者のオーダーメイド型細胞。2004年黄禹錫博士チームが、世界で初めて体細胞複製によるES細胞製造に成功したとScience誌に発表した。論文捏造事件によって、同論文の掲載が取消された後、殆ど技術発展がない。



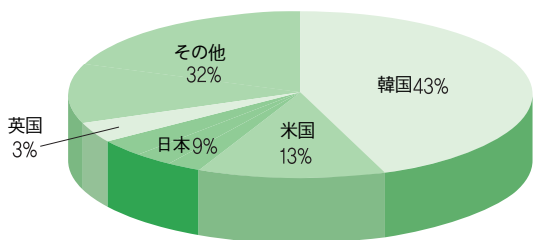
(2) 人工多能性幹細胞(iPS細胞)：皮膚細胞のような一般細胞に刺激を与えて逆分化させて多様な部位の細胞と組織となる能力を有する多能性幹細胞として製造したもの。2006年、日本京都大学

で初めて製造に成功し、倫理問題を回避することができ、実用化される可能性が高く、世界各国で活発に研究が進められている。



(添付2) 幹細胞関連技術の特許出願動向

図1. 幹細胞関連技術の特許出願人の国籍分布 (2002～2008年)

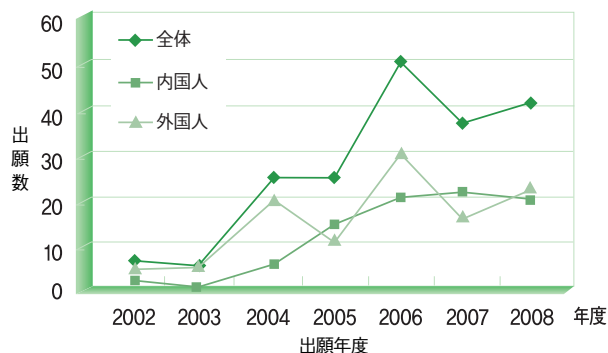


(添付3) 幹細胞分野の主要特許の要約

区分	特許公開番号	発明の名称	主な技術内容	出願人
1	10-2003-0032926 (登録10-795760)	霊長類ES細胞の無血清培養	霊長類ES細胞を増殖能力、発生能力及び核型安定性を維持しながら、長期間培養することができる方法に関するものであって、血清がない培地で、線維芽細胞成長因子 (FGF) の存在下培養する方法である。多様な物質を含み、配置による差異が現われる動物血清を用いる必要がなく、ヒトES細胞のクローニング効率を増加させ、長期間安定下で培養することができる。	ウィスコンシンアロムナイリサーチファウンデーション
2	10-2003-0069115 (登録10-489248)	臍帯血由来の間葉幹細胞・前駆細胞分離培養方法及び間葉組織としての分化誘導方法	臍帯血から幹細胞を得る方法と、得られた幹細胞を、軟骨細胞に分化させる方法に関する。幹細胞に特異抗原を利用して、高い純度と優れた生存力を持つ間葉幹細胞・前駆細胞を分離することができ、分離した細胞は、軟骨細胞及び骨細胞に分化することができ、軟骨再生治療に有用に用いることができる。	メディポスト(株)
3	10-2008-0095852	核初期化因子	体細胞から誘導された多能性幹細胞の製造方法であって、患者のオーダーメイド型の幹細胞の製造が可能である。体細胞に、4個の遺伝子Oct3/4、Sox2、c-Myc、Klf4を導入して、体細胞の逆分化を誘導する方法である。	京都大学

-特許庁報道資料整理-

図2. 幹細胞関連技術の年度別特許出願現況 (2002～2008年)



(添付4) 技術分野別出願現況

(2002～2008年、未公開出願件を含む。)

技術分野	体細胞複製	受精卵ES細胞	成体幹細胞	人工多能性幹細胞	その他	計
内国人	4	24	38	8	8	82
外国人	1	67	23	2	9	102
計	5	91	61	10	17	184

次世代メモリ特許出願、PRAMが最も活発

既存のフラッシュメモリ、DRAMなどの短所を克服することができる次世代メモリの開発競争が熾烈な中、その中でもPRAMに関する特許出願が最も活発である。

PRAMは、相変化物質を電氣的に加熱して、物質が抵抗が弱い結晶状態になるのか、抵抗が強い非晶質状態になるのかによって、情報を保存し判読する方式のメモリ素子である。

特許庁によると、昨年1年間に国内出願されたPRAM関連特許は204件であって、景気低迷により前年(223件)に比べては若干減少した数値であるが、他の種類の次世代メモリであるFeRAM、MRAM、ReRAMの特許出願が、それぞれ20件、53件、66件に留まっているのに比べたら圧倒的に多い数である。

〈年度別次世代メモリ特許出願件数〉

区分	2005	2006	2007	2008
PRAM	98	153	223	204
FeRAM	43	44	31	20
MRAM	67	51	41	53
ReRAM	20	36	38	66

これは、PRAMが電力を遮断しても情報を記憶するフラッシュメモリの長所と、高速動作が可能なDRAMの長所全てを兼ね備えている上に、既存の生産設備を利用した量産及び高集積化が容易なので、企業等も現在まではPRAMが最も競争力がある次世代メモリであると判断しているものと分析される。

〈メモリ別性能の比較〉

	DRAM	フラッシュ	PRAM	FeRAM	MRAM	ReRAM
非揮発性	×	○	○	○	○	○
書き込み速度	50ns	1~2 μ s	~50ns	50~100ns	10~50ns	~10ns
書き換え回数	10 ¹⁵	10 ³ ~10 ⁶	10 ¹²	10 ¹²	10 ¹⁵	10 ⁶ ~
微細化問題点	小	小	小	小	大	小
高集積化	容易	容易	容易	困難	困難	容易

出願人別では、ハイニックス148件(72.5%)、三星電子37件(18.1%)、韓国電子通信研究院等の国内研究所9件(4.4%)、マイクロテクノロジー等の外国企業10件(4.9%)などであり、主に国内企業等の出願が大部分である。

〈2008年出願人別PRAM特許出願件数〉

区分	出願件数	比率(%)
三星電子	37	18.1
ハイニックス	148	72.5
電子通信研究院等	9	4.4
マイクロテクノロジー	3	1.5
STマイクロエレクトロニクス	2	1.0
その他国外	5	2.5
合計	204	100.0

国内PRAM研究を主導している三星電子とハイニックスは、それぞれニューモニクス及び、PRAMの源泉技術保有企業であるオポニックスとの技術協力を通じて、基盤技術確保に力を注いで来た。去る9月には、三星電子が遂にPRAMの量産を開始したとのニュースが伝わることによって、PRAMの商用化も近いうちに本格化するものと予想される。

そうなれば、MP3、携帯電話、デジタルカメラなど、各種IT製品に使用使われているフラッシュメモリを遥かに小さくて速いPRAMに変えることによって、IT製品等の性能は、さらに向上することができる。現在、フラッシュメモリが全世界的に年間200億ドル以上の巨大市場を形成していることを勘案すると、市場

先占獲得のための企業等のPRAM開発競争は、さらに加速化され、関連特許出願も持続的に増加するものと予想されている。

-特許庁報道資料整理-

LEDに切迫するAMOLED (夢のディスプレイ) OLED素材の特許技術動向)

ブラウン管、LCDに続く第3世代ディスプレイ AMOLEDの時代が本格化し始めた。

光の革命で人気を集めているLED TVは、LEDが光源のLCD TVであって、自ら光を出すことができず、光源が占める体積によってディスプレイの厚さを減らすことに限界がある。

これに反してAMOLEDは、自ら発光素子として自然的な色感と広い視野角、LCDに比べて1000倍以上の速い応答速度、低い消費電力で、残像なしに鮮明で速い動映像の具現が可能であり、'夢のディスプレイ'として期待を集めている。

AMOLEDは、TV、携帯電話機、PMP、ナビゲーションなどのLCDを代替する次世代ディスプレイとして、折りたたんだり、巻いて持ち歩くことのできるフレキシブルディスプレイとして市場は果てし無く広い。また、壁紙型が可能なAMOLEDの照明市場も広がっている。

最近、ヘプティックAMOLED携帯電話を市場に出した三星電子は、AMOLEDの世界市場の98%を占め、LCD以降を代替する韓国の代表的な次世代の核心事業として浮上している。しかし、AMOLEDは量産競争には成功したが、源泉となる核心技術には対日依存度が依然として深刻である。

AMOLEDは他のディスプレイに比べて、素材自体が示す優れた特性によって有機材料技術が最も核心的な技術として数えられてきた。

高分子材料、低分子材料、溶液型有機材料の中、現在、蒸着可能な低分子材料が、AMOLEDの量産に採用されており、これは更に機能別に、蛍光と燐光の発光材料と、正孔および電子の電荷注入輸送材料に区別される。

AMOLED低分子有機材料分野の特許分析結果を検討してみると、国内に出願公開された全体871件のうち、2000年まで48件に過ぎなかったが、2001年から2008年まで823件と、急激な成長の勢いを見せており、この中、国内出願が452件(52%)と多数を占め、これは国内企業等の持続的な研究開発の結果が反映されたものと見られる(図1参照)。

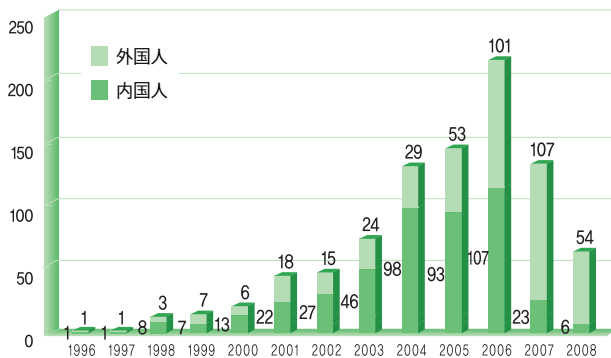
主要な多出願企業には、1位は日本の出光興産が146件(23.5%)、次に国内の三星モバイルディスプレイ(SMD)の121件(19.5%)、LG電子86件(13.8%)、LG化学67件(10.8%)、ネオビューコーロン46件(7.4%)の順で、多出願傾向を示した(図2参照)。特にトップ企業である出光興産は、芳香族アミン化合物(54件)、縮合された芳香族環化合物(30件)と共に、これら化合物を組み合わせた組み合わせ特許(33件)まで、広範囲に権利化することによって、より緻密な特許ポートフォリオを構築しているものと思われる。

材料の機能的な面では、蛍光発光材料が全体の50%を占め、次に正孔注入輸送材料20%、燐光発光および電子注入輸送材料がそれぞれ15%で、電荷注入輸送材料よりは発光材料に、燐光材料よりは蛍光材料に集中していることが明らかになった(図3参照)。

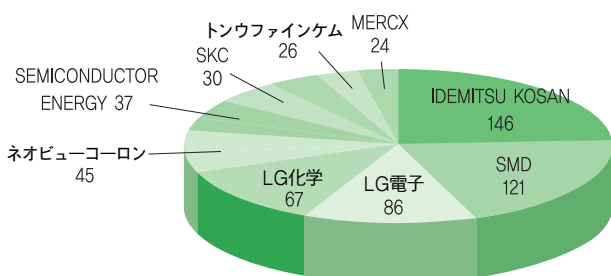
最近、国内企業等に対して、源泉核心技術を保有する日本企業等の前防衛的な圧迫があって、特許無効審判提起、情報提供等を通じて、特許紛争が表面化する前の水面下攻勢を強化している実情である。しかし韓国は、AMOLED産業の活性化のために、2000年代初期から有機材料、素子、工程および装備開発等、あらゆる分野に亘って、政府次元での研究開発支援が行われてきており、このような成果によって、持続的な特許出願と、有機材料核心技術開発などの特許紛争に対して、事前対応準備をしている。

特に特許庁は、'知的財産権中心の技術獲得戦略事業'を通じて、未来市場を主導する商品と技術を予測し、これに対する核心源泉および標準特許となるほどの最適な特許ポートフォリオを構築するための方法論を提示しており、これはさらに強力な対応武器となり攻撃手段となるものと期待している。

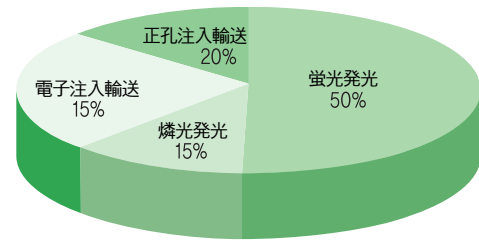
[図1] OLED低分子有機材料関連の国内特許出願動向



[図2] 出願人別の国内特許出願動向(上位10社)



[図3] 材料機能別の国内特許出願動向



※ 用語説明

- 1) AMOLED：能動型有機発光素子(Active Matrix Organic Light Emitting Diode)
- 2) LED：発光素子(Light Emitting Diode)
- 3) LCD：液晶表示素子(Liquid Crystal Display)
- 4) 自体発光素子：LCDのバックライトユニットのような装置が必要なく、自ら光を出す素子
- 5) PIN構造：電荷輸送層のドーピング技術を利用したもので、低電圧・高輝度・高効率のOLEDを可能にする

-特許庁報道資料整理-

性犯罪予防'電子腕輪'特許の動向

最近、性犯罪予防のための位置追跡電子装置(通称'電子腕輪')への関心が高まっている。電子腕輪は、位置追跡装置を利用して犯罪者の位置を追跡する器具である。電子腕輪の仕組みは、電波送受信装置、衛星測位システム(GPS)技術、通信ネットワーク技術、鍵といえる電子シール機能が組み合わされている。

これまでのGPS技術は単純に位置のみを追跡したが、最近の電子腕輪は、GPS技術と通信ネットワーク技術を互いに組み合わせて、より効果的に位置を追跡する。例えば、移動経路を確認することができ、一定の範囲を超えた時に位置を離脱したことを知らせるサービス、管轄機関を離脱した際にはSMSを送ったり通知するなどの機能を有している。

位置追跡技術の中、GPS技術と通信ネットワーク技術を組み合わせた技術は、現在 214件が出願されている。年度別に出願動向をみると、2003年までは20件程度に過ぎなかったが、2004年18件、2005年36件、2006年30件、2007年47件、2008年43件、2009年10月現在20件と漸増している(表1参照)。全体出願の中、90%以上が2004年以降の出願であるが、これにより新たな通信技術の発達で既存の位置追跡技術が急激に古くなっていることが分かる。

特に国内企業の特許先行獲得が目立つが、内国人97.2%、外国人2.8%と、内国人の割合が圧倒的に高い(表2-(1)参照)。出願人別にみると、大企業40件(18.7%)、中小企業46件(21.5%)、学校28件(13.1%)、研究機関24件(11.2%)、個人76件(35.5%)となっている。(表2-(2)参照)、出願人のうち電子通信研究院が19件と最も多く、個人出願が76件と実生活の便宜のための分野という点から個人の関心が非常に高いことが分かる。

市場と趣向は変化するものである。消費者等の要求が技術発達を導く最近の傾向に照らしてみると、心臓拍動数、血圧等のような身体情報を測定することができる技術が位置追跡技術と組み合わせられると予想され、位置追跡技術と医療サービスの出会いは新たなサービスとしての可能性を開いていこう。

〈表1〉 通信ネットワークを利用した位置追跡技術の出願動向(年度別)

年度	2003年以前	2004	2005	2006	2007	2008	2009(10月現在)	合計
出願件数	20	18	36	30	47	43	20	214

〈表2-(1)〉 通信ネットワークを利用した位置追跡技術の出願人の動向(内国人/外国人(%))

区分	内国人	外国人	合計
出願件数(比率)	208(97)	6(2.8)	214

〈表2-(2)〉 通信ネットワークを利用した位置追跡技術の出願人別の動向(企業別)

区分	大企業	中小企業	学校	研究機関	個人	合計
出願件数(比率)	40(18.7%)	46(21.5%)	28(13.1%)	24(11.2%)	76(35.5%)	214

-特許庁報道資料整理-

今月の判例

大法院7(フ)1510判決[登録無効(特)](2009.5.28.宣告)

同一の特許権に関して、2人以上の者が共同で特許の無効審判を請求して勝訴した場合、特許権者が、共同審判請求人のうちの一部のみを相手取って提起した審決取消訴訟において、当事者追加申請が許容されるのかの要否、および審決取消訴訟が提起されない残りの共同審判請求人に対する部分のみが、提訴期間の徒過により分離確定されるのかの要否

YOU ME特許法人 弁理士 黄度淵

大法院は、2009.5.28.宣告した2007(フ)1510判決を通じて、同一の特許権に関して、2人以上の者が共同で特許の無効審判を請求して勝訴した場合、特許権者が、共同審判請求人のうちの一部のみを相手取って提起した審決取消訴訟において、当事者追加申請は不合法であり許容されないと宣告した。

また、無効審判の法的性格を、類似必須的共同審判

と判断したため、特許権者が、共同審判請求人のうちの一部のみを相手取って審決取消訴訟を提起した時、その審決中の審決取消訴訟が提起されない残りの共同審判請求人に対する部分のみが、提訴期間の徒過により分離確定されたとはいえないと宣告した。

事案の概要

被告と訴外株式会社が、共同で名称を“テーパーローラーベアリング用リテーナ製造装置に適用される反転装置”とする、原告のこの事件の特許発明の無効審判を請求して、特許審判院で請求認容審決を受けたところ、原告は、共同審判請求人中、被告のみを相手取って審決取消訴訟を提起したが、提訴期間が徒過した以後に、訴外株式会社を当事者として追加する当事者追加申請をした。

参照条文

(1) 特許法第133条第3項

特許法第133条は、特許の無効審判に関するものであって、第3項は無効審判審決確定の効力に関する規定である。

(2) 特許法第139条

特許法第139条は、共同審判の請求に関するものであって、第1項は利害関係人が複数人の場合の共同審判請求に関する規定であり、第2項および第3項は、特許権者が複数人の場合の共同審判被請求に関する規定であり、第4項は審判手続の中断・中止に関する規定である。

(3) 民事訴訟法第67条、第68条

民事訴訟法第67条は、必須的共同訴訟に対する特別

規定であり、第68条は必須的共同訴訟人の追加に関する規定である。

大法院の判断

この事件に対する大法院の判決要旨は次の通りである。

[1] いわゆる固有必須的共同訴訟でない事件において、訴訟の途中で、当事者を追加することは許容することはできず、同一の特許権に関して、2人以上の者が共同で特許の無効審判を請求して勝訴した場合に、その特許権者が提起する審決取消訴訟は、審判請求人全員を相手取って提起しなければならない固有必須的共同訴訟といえないので、上記の訴訟において、当事者の変更をもたらす当事者の追加申請は、名目の如何を問わず不適法であり許容されない。

[2] 特許を無効にするとの審決が確定した時には、当該特許は、第三者との関係においても、無効となるので、同一の特許権に関して、2人以上の者が共同で特許の無効審判を請求する場合、その審判は、審判請求人らの間に合一確定を必要とする、いわゆる類似必須的共同審判に該当する。

上記の法理に照らして見れば、当初の請求人らが、共同で特許発明の無効審判を請求した以上、請求人らは、類似必須的共同審判関係にあるので、たとえ、上記の審判事件で敗訴した特許権者が、共同審判請求人のうちの一部のみを相手取って審決取消訴訟を提起したとしても、その審決は請求人全部に対して全て確定が中止されて、この場合、審決取消訴訟が提起されない残りの請求人に対する提訴期間の徒過によって、審決中のその残りの請求人の審判請求に対する部分のみが、そのまま分離・確定したといえない。